

様式第8号（第5条関係）
（その1）



令和2年 4月 27日

十和田市議会議長
畑山親弘様

会派名 日本共産党
経理責任者 小笠原 良子



令和元年度 政務活動費収支報告について

十和田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

令和元年度 政務活動費収支報告書

会派名 日本共産党

1 収入
政務活動費 360,000 円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費	0	
研修費	209,522	7/29～30 森林・林業・林産業活性化促進十和田市議会議員連盟研修視察（山形県新庄市、秋田県由利本荘市） 30,000
		11/5～6 第48回市町村議会議員研修会in名古屋 96,886
		1/27～28 第49回市町村議会議員研修会in東京 82,636
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	37,243	書籍等
人件費	0	
事務所費	0	
合計	246,765	

3 残額 113,235 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

研 修 費

(その3)

政務活動報告書

会派名	日本共産党		
活動議員名（取扱議員名）			
小笠原 良子			
区 分			合計金額
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	※該当する区分に○印	
期間 (年月日)	令和元年7月29日 ～ 7月30日 (1泊2日)		
支出目的 (支出理由)	7月29日 山形県新庄市 協和木材株式会社 新庄工場 ・「大型集成材工場と工場の外壁（利用事例）見学」 7月30日 秋田県由利本荘市 鳥海山 木のおもちゃ美術館 ・「廃校舎を利用した木育拠点施設について」		
用務先 (支払先)	山形県新庄市 協和木材株式会社 新庄工場、 秋田県由利本荘市 鳥海山 木のおもちゃ美術館		
内容及び成果	別紙 視察報告書のとおり		

※領収書及び料金内訳書等の写しは裏面へ貼り付けしてください。

2019年7月29日、林活議員連盟調査視察が行われました。桜の広場前に集合し、山形県にある協和木材（株）の新庄工場へ向けてバスで出発。現地では15時から16時半までの滞在でした。

まず、工場の広さに圧倒されました。事務所に入れば若い方々が仕事に従事されていました。新庄工場の職員は約70名とのこと。原木の入荷状況は、月12000本から、13000本とのこと。平成29年から30年にかけて、入荷数量も増えていて、会社としての大きさを知ることになりました。協和木材は、丸太の多くを山林所有者から購入し、直接工場へ供給しているのです。新鮮な丸太が使われているとのことでした。丸太を置くスペースは広くなければならないでしょう。その広さに何もかも驚きましたが、工場内をはじめ、周りの整備がきちんとなっていて、整理整頓が見事でした。また、その丸太は製材され、すべて板にしていました。一本の丸太が無駄なく有効に使われる製材品を目にして、技術の凄さに驚きました。一本の丸太が、薄く切られ、それを貼り付けて製品にするということに、びっくりしました。製品になるまでの、その過程がすごいのです。接着の技術には、驚くばかりでした。こうやってりっぱな製品となり、それぞれに商品として供給されていて、木の香りを感じ、木のぬくもりのある家が建てられたらいいなど、木造住宅へも気がそそられました。

一泊し翌日は秋田県にある、鳥海山木のおもちゃ美術館を視察してきました。たくさん子どもたちの歓声が響き、こんなおもちゃ美術館があったら、十和田にも欲しいなど感じました。なにしろ創造の翼があふれたような内容に感動。でもここは閉校になった学校が美術館になっていたのです。ほんとに素敵な発想がここまで広がっていることに再度感動、感動しまくりのおもちゃ美術館。着目は何といても林業の振興、廃校活用、子育て支援を企画し事業がすすめられたことがすばらしいと思いました。鳥海山木のおもちゃ美術館の、整備事業の背景と市の取組経過をレジメで知るにつけ、良いまちにむかうわくわく感が満載の美術館。事業実施の背景には地域経済の活性化として林業が注目されたこと。高齢者や子どもとの豊かなコミュニケーションづくりに、木のおもちゃ・木製遊具に目を向けたこと。日本に森林環境の中で、秋田の森林率が高い事、さらに「木育」ということばも初めて知りましたが、2004年に北海道で生まれ、2006年に「森林・林業基本計画」が閣議決定され、木が好きな人を育てる活動に「木育推進の市」として、市民が一丸となり実施した力が大きくふくらみ、これまでの経過を知るにつけ、沢山の苦労があったかもしれませんが、その形になるまでのパワーがまさにすばらしく、2018年10月にオープンし、今や当初の入館者数も予定の25000人を大きく超え、95881人（7月28日現在）という人たちが訪れてます。「木のおもちゃ美術館」は他にはない施設ですが、国登録有形文化財の木造校舎が、木の力で生まれ変わり、大人から子どもまで喜ばれる美術館。いつまでも愛され、これからの運営についても、文化財（旧鮎川小学校）の維持管理をはじめ、地域の一員として歩いていき、大切にその姿に嬉しく、羨ましく、もう一度と言わず二度三度と行ってみたいところになりました。

小笠原 良子

(その3)

政務活動報告書

会派名	日本共産党		
活動議員名 (取扱議員名)			
小笠原 良子			
区 分			合計金額
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	※該当する区分に○印	
期間 (年月日)	令和元年11月5日 ~ 11月6日 (1泊2日)		
支出目的 (支出理由)	第48回市町村議会議員研修会in名古屋 (自治体研究社主催) 11月5日「自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える」 11月6日「市町村財政分析でひらく、まちの未来」		
用務先 (支払先)	愛知県名古屋市 ウィンクあいち (愛知県産業労働センター)		
内容及び成果	別紙 視察報告書のとおり		

※領収書及び料金内訳書等の写しは裏面へ貼り付けしてください。

2019年11月5日・6日の二日間、名古屋で行われた自治体研究社の主催による研修会に参加してきました。名古屋に降りるのは初めてで、乗り降りに気を使いながら会場へ着きました。

一日目は、講演で全体会をなすものでした。テーマは「自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える」でした。講師は立教大学コミュニティー福祉学部教授の芝田英明氏。著書もたくさん出されています。昨年2019年には『新版 基礎から学ぶ社会保障』『医療保険「一部負担」の根拠を追うー厚生労働白書では何が語られたのか』など、興味を抱くタイトルでしたが、なかなか読み進めないものばかりです。

芝田先生は、『自治体再編と、これからの社会保障を考える・・・「全世帯型社会保障」の目指す方向と対抗軸・・・』というサブタイトルをつけての内容です。

1、自治体戦略2040構想研究会報告から見てくるもの。

自治体が公共私マネジメント役に特化し、2040年までに、連携の事実を元に、地方自治体を解体し、「圏域行政体」の構築を図るというもの。「圏域行政体」は、地方自治法上の「地方公共団体」ではなく、議会を持たない自治権も曖昧。新しい公共空間の名の下に、住民団体、NPO、企業等へ、「公共サービス」を最大限担わせ、AIを支えるビッグデータの構築。「マイナンバーカード」の普及と使用の強制化など、議員数も削減し、あまり歓迎できない戦略が目の前に立ちはだかっているようです。

2、自治体戦略2040構想の具体化では、種子法の廃止、戦後の日本で、米、大豆、麦類の種子の安定供給を支えてきた法律が、種子法ですが、2018年4月より廃止になりました。次に水道法の改悪。自治体が浄水場などを所有したまま運営を民間企業に売却できる「コンセッション方式」の促進が狙いのようなそんな状況を知るにつけ、なんとすさまじく進められようとしているのかと、唾然とします。初めて知る中央教育審議会大学分科会将来構想部会、さらにマイナンバー法とマイナンバーカードにより国民監視を強化されるというのに、どこの自治体も逆方向で走っているのでは、公務員は強制取得されているのでは。次に出入国管理法改正と外国人労働者。少子高齢化に伴う労働力不足を補うための外国人労働者では、「人権無視」の実態を改善するのが、まず一番に求められるのではないかと考えてしまう。

3、自治体戦略2040構想と「我が事・丸ごと」地域共生社会の近似性が、厚生労働省に設置されましたが、地域共生社会は社会保障をどうとらえたかという内容と、憲法25条と社会福祉法4条2項の矛盾についてもふれてました。そして「全世代型社会保障改革」と社会保障の未来というテーマで講演は続きます。全世代型社会保障も安倍首相は「基本方針」を閣議決定され、「意欲さえあればと、生涯現役、生涯活躍」といいこの改革を設立したのですが、年金は70歳まで引き上げ、勤労意欲を阻害しない観点から、在職高齢年金を廃止するといいましたが、見送られました。医療保険、医療制度改革では、後期高齢者医療制度の75歳以上高齢者一部負担も現行一割から二割負担に引き上げたり、全世代型社会保障改革の社会保障の何が問題か、国民生活の実態を無視するような社会は良くないのではないのでしょうか？政府が掲げる医療や介護での予防重視には必ず自己責任論があります。いのちやくらしが守られてこそその社会であってほしいと思います。

二日目は「市町村財政分析でひらく、まちの未来」に参加しました。

2人の講師が紹介され、一人は埼玉自治体問題研究所 事務局長、元国学院大学経済学部兼任講師、医療生協さいたま 有識者理事、埼玉県社会保障推進協議会 副会長という渡辺 繁博氏。あと一人は、埼玉自治体問題研究所 副理事長の木村 芳裕氏。この二人の講師は自治体から委託された受託調査と財政分析を、とりわけ埼玉県の6自治体を手掛け、二人一緒に「埼玉県行財政の現状と課題に関する調査報告書」を2018年6月に取り組んでいた方でした。

市町村財政を考える前提としてのテーマで渡辺繁博氏が担当し、市町村財政分析の実技のテーマで木村芳裕氏が担当しての進め方になりました。

渡辺先生は、自治体の役割と地方交付税。地方交付税をきちんと把握してからとなり、自治体の役割と財政原則では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」(第1条の2)「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」(第2条14項)

地方自治体の役割は「住民の福祉の増進」すなわち住民の人権保障と幸福の実現であり、その役割を最大限果たす仕事を、自主的かつ総合的に、できるだけ効率的に無駄なく進めていくことにあります。そして、自治体がかような役割を果たすことを保障するのが財政です。というわけです。交付税制度と財政力指数では、地方自治体は、地方税収入などで大きな格差があります。税収などの自治体間格差を調整し、どこの自治体でも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障する制度として地方交付税制度があるということを知りました。そして、資料をみると、交付税制度を利用した政策誘導・中央統制とは、平成の大合併の際に、地方交付税の合併算定替えや合併特例債など地方交付税制度を使って市町村合併を推進したことは知るところです。公共施設の再編推進、地方創生の推進、トップランナー方式とか、まだまだ分からないことだらけですが、地方自治を否定し中央集権をつよめるものにならないよう頑張りたいです。t

市町村財政分析の実技(木村)では、総務省の地方財政状況調査関係資料のデータベースから財政を分析?財政が厳しいというけれど、財源は本当にないのか、将来は大丈夫なのか、を検討する。国の財政健全化指標も踏まえつつ、自分でも実質収支比率、経常収支比率、債務と基金、地方債の返済計画から確かめてみる。その際、近年、地方交付税の肩代わりである臨財債がどれくらいになっているかも調べる。とか、歳入のこれまでの傾向と、地方税収の将来も考える。とか、自治体の特徴(財政規模、目的別、性質別歳出の推移、近隣比較)をつかんで、将来を考える。とかかかれてましたが、難しいことが理解しにくい点がたくさんあり、壁にぶつかりますが、一つ一つ前に進めるよう学ぼうとおもいました。国の政策や経済状況の自治体への影響についてふれてましたが、保育所運営費における扶助費の内訳と財源、では、民間保育所運営費は扶助費となるが、その財源の負担割合は国:県:自治体=0.5:0.25:0.25となっていること。公立における保育運営費から保護者の保育費を除いた差額は、給付費として扶助費の扱いになる。財源は基準財政需要額に算入されるので、一般財源が原資になる。2019年度10月から開始された保育の無償化について、民間保育所の場合は100%国庫支出金から出る一方、公立保育園の場合は国:県:自治体=0.5:0.25:0.25となっている。公立の保育所は来年度から100%自治体負担となるが、その分は基準財政需要額に算入される。ということになるらしい。

興味もあり、しっかり学ぶことが出来ればと思いました。

(その3)

政務活動報告書

会派名	日本共産党		
活動議員名 (取扱議員名)			
小笠原 良子			
区 分			合計金額
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	※該当する区分に○印	
期間 (年月日)	令和2年1月27日 ~ 1月28日 (1泊2日)		
支出目的 (支出理由)	第49回市町村議会議員研修会in東京 (自治体研究社主催) 1月27日「自治体財政の基礎と2020年度予算」 1月28日「自治体戦略2040構想」と公共サービスの民営化」		
用務先 (支払先)	東京都 TKP神田ビジネスセンター		
内容及び成果	別紙 視察報告書のとおり		

※領収書及び料金内訳書等の写しは裏面へ貼り付けしてください。

第 49 回市町村議会議員研修会に参加して

2020年1月27日（月）・28日（火）の2日間、東京会場で開かれた、第49回市町村議会議員研修会に参加させていただきました。

一日目の全体会の講演は、「自治体財政の基礎と2020年度予算」でした。講師は自治体問題研究所理事・立命館大学教授の森裕之先生。大阪生まれの先生は関西弁を時々披露しながら、極めつけは当日出版を迎えた『市民と議員のための自治体財政～これでわかる基本と勘どころ』に触れながらの講演でした。たくさんの本を出版されていて、参加された全国からの議員には、自分の本の宣伝を口に頻繁に出すものだから、会場からは笑いが起こってました。地方財政・自治体財政の仕組みが理解できず、このテーマに飛びついたのでありますが、難しさは相変わらずでした。

まず、レジメでは初めに地方財政計画からはじまり、47ページにおよぶ解説に目が泳ぎます。目次をたどれば、1、地方財政計画（地方財政対策）をみる—2020年度の地方財政はどうなるのか 2、自治体財政の基礎—日本—わかりやすい説明 3、地方税—共同事務のための自主財源 4、地方交付税と臨時財政対策債—地方財政制度の理解の要 5、国庫支出金（補助金）—国から地方への補助金 6、地方債—自治体の借金の中心、臨時財政対策債の再登場 7、地方財政をめぐる議論となっていました。本は購入してきましたが、冒頭誰もが自治体の財政を理解できることを目的に書かれています。から、始まります。自治体の公共サービスやお金の仕組みを理解し、その知識を地域のために使ってほしいというものです。自治体財政の根幹が理解できたらどんなにかいいか、「財政」と「家計」。「歳出」と「支出」。「歳入」と「収入」。「決算カード」。

本書では、この決算カードに書かれている項目を徹底的に理解し、自治体財政の基本をマスターしてもらうことを大きな狙いとしています。と。決算カードの項目のメインの部分のみをしっかり理解して、それ以外のところは必要が出てくるたびに調べればよいだけのことです。となってます。ますます理解に苦しみます。このように、決算カードには各自治体の財政の基本が集められています。ですので、この内容の基本的な部分さえ身につければ、自治体財政についてはほとんど理解できたと考えてかまいません。というのです。ますます理解不能です。しかし、逆にいえば、自治体財政の基本となる部分以外のことについては、カードには記載されていないというのです。一例をあげながら、「民生費」という項目があります。民生費は平たくいえば福祉のための支出なのですが、福祉といっても対象が高齢者なのか（老人福祉）子どもなのか（児童福祉）貧困者なのか（生活保護）など、さまざまだというのです。たしかに分類すれば、地方財政状況調査票そのものも公表されているようですが、それさえも分からない状態です。自治体財政の基本にたどりつくにはまだまだ時間が必要としか、そうでなければわからないまま、前に進むしかないようです。この講演では、地方財政・自治体財政のしくみを丁寧にわかりやすく解説と書かれてましたが、議員力が身につく地方財政講座のはずですが、財政の根幹を理解するには、これからも大いに学ばなければと実感しています。

2日目は、選科Bの公共サービスの民営化についてに参加しました。

「自治体戦略2040構想」と公共サービスの民営化という大きなテーマでした。選科は、A、B、Cに分かれていて、どの選科を選ぶかについては、悩みましたがBを選んで良かったと感じた二日目でした。

講師は、八王子合同法律事務所 弁護士の尾林芳匡先生でした。

資料の目次から、第1 自治体の公共サービス、アウトソーシングのあらまし、第2 PFIを考える PFI (Private Finance Initiative)、第3 公の施設の指定管理者制度、第4 地方独立行政法人、第5 その他、第6 各分野の動向、第7 水道の民営化・広域化を考える、第8 公共サービスの民営化を考える視点というものでした。

第1では、立法の経過が紹介され、1991年のPFI法、2000年の構造改革特区報、2003年の公の施設の指定管理者（地方自治法改正）地方独立行政法人、2006年市場化テスト法、2009年公共サービス基本法 野田市公契約条例、2011年東日本大震災 総合特区法 PFI法改正、2013年国家戦略特区法 PFI法改正、2015年PFI法改正、2017年地方独立行政法人法改正、2018年PFI法改正・水道法改正など、自治体の公共サービスがかなり、変化してきていることとなります。施設、道路や鉄道・水道等の大規模な建設事業を企画から建設・運用までが民間に移されようとしてますが、問題点も指摘されています。①財政難のもとでも施設建設推進、②自治体の関与と住民の立場の後退、③自治体と大企業との癒着のおそれ、④事故等の損失の負担など、様々な事例も紹介されています。PFI法についても、個人的にはまだ不十分ですが、PFI導入をめぐる問題を知り、2018年までのPFI法改正が4回も続いていることを知りました。2018年の改正では、①自治体・民間事業者への支援強化、②公の施設の指定管理者としての手続き規制の省略、現行法では自治体が民間業者に施設の使用許可を出す際、民間事業者を「公の施設の指定管理者」として指定する。改正法では、運営権者向けに指定管理者手続きを簡素化。施設利用料金の設定は自治体への届け出だけで済むように変更し、議会承認は事後報告だけで済むようにする。地方議会と住民の民主的統制形骸化が問われるのでは、そして利用料金負担増がどうなるか？③財政支援では、自治体が民間業者から受け取る運営権対価を利用し、上下水道事業の財源として発行していた地方債の元本を一括繰上返済、国に支払うはずの利息を返済済み分を除いて全額免除できると書かれていましたが、さらに理解困難になりました。

さらに、尾林先生は公の施設の指定管理者制度の、あらましと問題にもふれていて問題もひろがっていることにも指摘しています。問題事例が後をたたないことにも発言し、潤っているかどうか点検していただきたいとおっしゃってました。さらに地方独立行政法人についても、問題点を指摘。①住民サービスの後退のおそれ、②住民自治・住民参加の後退、③議会の関与の後退・空洞化、④職員・労働者の身分保障と権利の剥奪とも、書かれていました。興味をもったのは、第6で各分野の動向のところ①保育、②学童、③介護、④体育施設、⑤都市公園、⑥図書館、⑦学校給食、⑧公立病院、⑨試験研究機関、⑩公共交通、⑪窓口業務など学びたい項目となり、関心があり、良かった研修でした。

資料購入費

(その3)

政務活動報告書

会派名	日本共産党		
活動議員名 (取扱議員名)			
小笠原 良子			
区 分			合計金額
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	※該当する区分に○印	
期間 (年月日)	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日		
支出目的 (支出理由)	資料購入費として		
用務先 (支払先)			
内容及び成果	別紙領収書のとおり		
	〈内 訳〉		
	書名・誌名	支払先	金額
	学習の友 (月刊)	青森県労働者学習協議会	7,923 円
	住民と自治 (月刊)	自治体研究社	5,800 円
	母親しんぶん (月刊)	日本母親大会連絡会	2,020 円
	月刊女性&運動	「月刊女性&運動」編集部	2,700 円
	商工新聞 (週刊)	上十三民主商工会	6,000 円
	「農民」新聞 (週刊)	南部農民組合	7,800 円
	書籍代 『自治体民営化のゆくえ』 『公契約条例がひらく地域のしごと・くらし』 『市民と議員のための自治体財政』	自治体研究社	5,000 円
合計		37,243 円	

※領収書及び料金内訳書等の写しは裏面へ貼り付けしてください。